

平塚市教育委員会令和2年5月定例会会議録

開会の日時

令和2年5月28日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館 7階 720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 水谷 尚人 委員 林 悦子 委員 目黒 博子
委員 梶原 光令

説明のため出席した者

◎学校教育部

部長	石川 清人	教育指導担当部長	川崎 登
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課教育総務担当長	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	教育施設課長	平田 勲
学校給食課長	熊川 泰成	学務課長	市川 豊
教職員課長	岩田 裕之	教育指導課長	石井 鮮太
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	神田 陽一		

◎社会教育部

部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
中央公民館長	藤田 忠義	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	栗山 雄揮
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和2年5月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和2年4月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和2年4月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和2年5月1日 児童・生徒数について

【報告】

○吉野教育長

令和2年5月1日現在の児童・生徒数について報告するものである。詳細は学務課長が報告する。

○学務課長

統計法に基づく学校基本調査により、令和2年5月1日現在の学年別児童・生徒数が確定したので、報告するものである。

小学校の学級数については、通常学級数409、特別支援学級数は98、合計で507学級となっている。昨年度と比較すると、通常学級においては6学級減少しているが、特別支援学級においては7学級増加している。

次に、人数については、男子5,950人、特別支援学級の男子305人、女子5,952人、特別支援学級の女子117人、男女合計で1万1,902人、特別支援学級の男女合計で422人、通常学級と特別支援学級の合計の全児童数は、1万2,324人となる。昨年度と比較すると、通常級の男子は191人、女子は112人、ともに減少しているが、特別支援学級においては、合計で23人増加しているので、全体では280人の減少となる。

中学校の学級数については、通常学級数175、特別支援学級数48、合計で223学級となっている。昨年度と比較すると、通常学級においては3学級減少しているが、特別支援学級については6学級増加している。

次に、人数については、男子3,100人、特別支援学級の男子145人、女子2,982人、特別支援学級の女子60人、通常学級の男女合計で6,082人、特別支援学級の男女合計で205人、通常学級と特別支援学級の合計の全生徒数は6,287人となる。昨年度と比較すると、通常級の男子は19人減少、女子は75人減少しているが、特別支援学級においては、25人増加しているので、全体では69人減少となる。

なお、平成29年度から開所した、子ども自立生活支援センターの金目小学校と中学校の分校には、小・中学校に2学級ずつ特別支援学級が設置され、小学生14人、中学生11人が在籍している。

【質疑】

な し

(2)令和2年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

令和2年度市内小・中学校の教職員数について報告するものである。詳細は教職員課長が報告する。

○教職員課長

国の定数基準日である、5月1日現在の状況について報告する。4月定例会において、4月6日時点の報告をしていることから、今回は前回報告との増減について報告するものである。

小学校の児童数では普通学級で2人増、中学校の生徒数では増減はなかった。学級数については、小学校では増減無し、中学校では1学級減となった。

また、教職員数については、増減は生じていないことを報告する。

【質疑】

な し

(3)平塚市 新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動再開ガイドラインについて

【報告】

○吉野教育長

6月1日から学校での教育活動再開を控え、作成したものについて報告するものである。詳細は教育指導課長が報告する。

○教育指導課長

3月2日から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業に入り、卒業式、始業式、入学式等を挟んで最終的に5月31日まで休業を延長してきたが、緊急事態宣言が解除され、6月1日の学校の教育活動の再開に向けて作成したものを報告する。

「1 教育活動再開の基本的な考え方・留意点」の「(1) 教育活動の再開」として、6月1日(月)から26日(金)の4週間は原則、学級を2グループに分け、1日おきの分散登校とする。

小学校の分散登校例では、6月1日(月)から12日(金)までの2週間は、午前中のみの授業とし、11時30分頃の下校としている。1年生については、下校指導の時間が必要のため、他学年より1単位時間早く終わりにすることも考えられる。15日(月)からは、2年生以上に給食が始まるので、午後までの授業となる。1年生の給食は23日(火)からの予定である。

この4週間は、15分以上の長い休み時間をとることが、子どもたちの密集、密接を招くことになると考え、全て10分に設定している。また、感染拡大防止のため、手洗いの指導をしっかりとさせていただくようお願いするとともに、掃除については、放課後に学校職員で行う。

続いて、中学校の例として、12日(金)までは、12時30分ごろ下校とし、15日(月)からは昼食をとって、午後まで学習としている。中学校については、昼食後の休みを20分間設定している。これは、中学1年生の昼食時間に配慮した設定になっている。

小・中学校ともに、1人当たり2週間で5日間、4週間で10日間の登校となる。

「(2) 感染症対策」として、「健康観察シート」を活用し、家庭と連携して検温及び風邪症状の確認を行い、風邪の症状や発熱のあった場合、登校を控えてもらう。子どもたち

には、新型コロナウイルスに関する正しい知識とともに、免疫力を高めることの大切さを指導する。

「(3) 出席停止などの扱いについて」として、児童・生徒が感染した場合、濃厚接触者に特定された場合は、出席停止としている。また、風邪の症状や発熱で登校を控えてもらう場合や、感染を危惧して欠席する場合も出席停止とすることができるとしている。

「(4) 心のケアについて」として、子どもたちはもちろん、教職員も未だ経験したことがない状況の中、皆不安な日々を過ごしている。学校の再開に向けては、まずは子どもたちの心に寄り添い、安心感を与えることが最も大切であると考えている。

「(5) 登下校について」として、登校班による密集、昇降口での密集等の心配があるが、交通安全にも配慮しながら、保護者や地域の方の協力を得る等の対応も願う。

次に、「2 児童生徒の学習について」の「(1) 学習の遅れに対する対応」として、4月、5月の一斉臨時休業で失った授業時数と、6月の分散登校によって減少する授業時数を補うために、夏休みを短縮することにしたが、教育指導課の試算では、それでも標準時数を確保するまでには至っていない。したがって、学年にもよるが、平均すると10パーセントほどの時数を削減した指導計画に立て直す必要があり、例えば、10時間で学習するはずだった単元は9時間、5時間で学習する予定は4時間に変更することになる。また、3月に積み残した学習のある学年もあるかと思うので、その補充の授業も行っていく。

「(2) 教科指導における感染症対策など」として、「活動場面ごとの感染防止策例」を参考にしながら、感染症対策を行う。指導には様々な場面が想定されるが、基本的には感染リスクを最小限にとどめるということを第一に考えていく。

なお、感染症対策を講じて、なお感染の可能性が高い学習活動については、年間指導計画の見直しを行い、単元の入替等を行うことも必要だと考える。

「3 学校行事などについて」として、夏休み前までに計画されている運動会や修学旅行等については、延期又は中止としている。今後の行事の実施の有無については、その時の感染拡大の状況により、最終的な判断をすることになるので、現時点では判断が難しいところである。引き続き、国や県、近隣市町からの情報収集を行い、また、校長会とも相談しながら検討していきたいと考えている。

「4 部活動について」として、昼食をとり、午後までの学習が可能になる6月15日(月)から活動を再開することができることにするが、6月末日までは、①朝練習は行わない。②1週間のうち、平日は3日まで、土日は1日までの活動とする。③対外的な活動は行わず、校内での活動のみ。合同チームの練習は不可とする。④1年生は平日の部活動見学のみとする。以上の4つの対応とする。

「5 学校給食・昼食について」は、「1 教育活動再開の基本的な考え方・留意点」の内容と重複するので、説明は割愛する。

「6 教職員の出勤などの服務に関する事」では、教職員本人が罹患した場合等について、引き続き適切な取り扱いを行うこととする。

「7 その他」として、「(1) 児童生徒、教職員、支援員などが新型コロナウイルス感染症と診断された場合について」では、学校で把握した状況等を、速やかに教育委員会へ報告してもらい、感染者の学校内での活動の状況、接触者等を考慮し、保健所と十分相談した上で、臨時休業の実施について判断をする。

「(2) 外部指導者について」として、部活動等で密集したり近距離で接触したりすることを避けながら活動している時期であることや、外部指導者の感染も心配されることから、分散登校期間中は、原則として外部指導者による指導は行わないこととする。

「(3) 校庭開放について」として、子どもたちのストレス解消や体力の維持のため、適切な運動を行うことが必要だと考えるので、引き続き小学校の校庭開放を行う。時間は午後2時30分から午後4時30分までとする。

最後に、資料に記載はないが、分散登校期間中に、教育委員会が一時預かり事業を実施する。5月29日(金)までは、各学校で一時預かりを行うが、6月1日(月)からは、各学校で授業が再開されるので、預かり場所を教育会館に変更し、時間も延長して午前8時から午後5時30分までとした。対象者は、保護者の仕事の都合等により、自宅で子どもだけで過ごす、小学校1年生から6年生と、中学校の特別支援学級に在籍する生徒である。

【質疑】

○林委員

非常に徹底した内容であり、きちんとした予定も立てられているので、感心したところである。

確認事項として、掃除については、当面の間は児童・生徒は行わず、学校職員が行うのは、感染予防ということでのよいのか。関連することとして、メディア等の情報では、クルーズ船での感染拡大において、ウイルスが多く付着しているのがトイレやユニットバスの床であったとのことなので、その辺りを考えての措置であるのか確認したい。

○教育指導課長

コロナウイルスについては、分からないことも多いが、林委員が言われたとおり、床の付着からの感染リスクが高いということもある。子どもたちの掃除は、箒で掃く、雑巾がけをするという方法であるため、埃が舞い、吸い込んでしまうことを考えると、掃除をさせることはできないので、職員が薬品等を使用して行うとした。

○林委員

給食の提供については、特に共働きの家庭において、また、栄養もバランスもとれるので、再開はありがたいことであると思う。手洗いをするのが徹底される中でも、配膳の際に使用する器具を共有することは、感染源になり得るとも考えられるので、その辺りの対応の徹底もお願いしたい。

○目黒委員

このガイドラインは、ホームページにも掲載しているようであるが、保護者に説明会を行い、意見を吸い上げること等は考えているのか。

○教育指導課長

保護者からは、これまでに直接電話をいただくことや学校を通して等、多くの意見をいただき、回答をしている状況ではあるが、やはり学校から直接説明してもらうことが最も

大切であると感じている。

○目黒委員

ガイドラインの内容は、どの項目も非常に大切で、重要であると思う。一方で、実際に実施していく学校現場としては、本当に大変であろうというのが率直な感想としてある。

これまで多くのことを我慢してきた子どもたちに、先生方はいろいろとやってあげたいという気持ちはあると思うが、その思いと感染防止の間に入って、悩むことが多くなると思う。ガイドラインの中には、学校現場で工夫しなければならないことや、判断しなければいけないこともあるので、学校と連携し、支援してもらいたいと感じる。

心配なこととしては、学習面はもちろんであるが、今夏は非常に暑くなるといった長期予報もある中で夏休みが短縮されることから、学校での活動と健康面との両立、さらに、子どもたちの心のケアとして、この長い休業期間中の様々なストレスを抱えて登校してくると思うので、不登校が増えてしまうのではないかとということを心配している。いじめや偏見、差別等が生じないようにすることは切実な問題であり、また、日頃から子どもたちに対して心を砕いて接している先生方へのケアについてもお願いしたい。

(4)平塚市立小・中学校、幼稚園の夏季休業期間の短縮について

【報告】

○吉野教育長

今年度の夏季休業期間を短縮することについて報告するものである。詳細は教育指導課長が報告する。

○教育指導課長

「平塚市 新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動再開ガイドラインについて」での説明においても触れたが、一斉臨時休業や分散登校により不足した授業時数を生み出し、子どもたちの学びの保証をするために、小・中学校校長会長、幼稚園園長会長と相談し、夏季休業を短縮することになった。

当初の夏季休業の計画は、幼稚園と小学校が、7月21日から8月28日までの39日間、中学校が1日短く8月27日までの38日間としていたが、8月8日から23日までの16日間となる。

○水谷委員

対応について何が正解なのかが分からないと思う。私の家族のように、長い休業期間であったので、夏休みはいらないという意見もあるが、休みは大切で、先生方も休まなければならないと思う。そういった状況の中で、16日間の根拠というのはあるのか。

○教育指導課長

明確な根拠を持っているということではないが、夏休みを短縮することによる日数を用いて、休業期間で失われた授業時数を補填する目的で算出するとともに、教職員の休暇日

数等も考慮した中で、8月8日から16日間に設定した。

○吉野教育長

様々な市町村で夏季休業の短縮を考えているようだが、時期や期間については対応がまちまちである。また、学校再開後に感染者が出た場合、その学校を一定期間休校とすることも考えられ、場合によっては冬休みを短縮することになるかもしれない。

エアコンが各校に設置されたことで、教室での授業は暑さの影響なく実施できると思うが、登下校や部活動、屋外での活動が心配である。また、感染防災対策のためエアコンをつけていても、こまめな換気は必要となってくる。

【質疑】

な し

(5)令和2年度各種研究委託等について

【報告】

○吉野教育長

令和2年度における各種教育研究委託校等について報告するものである。詳細は教育研究所長が報告する。

○教育研究所長

まず、「文部科学省関係」として、「スクールカウンセラー活用事業」は、平塚市内の中学校15校を対象とし、各中学校1人のスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒へのカウンセリング及び支援、教職員及び保護者に対する助言・援助を行っている。

「スクールソーシャルワーカー活用事業」は、春日野中学校区、山城中学校区、横内中学校区で行っており、神奈川県「SSW巡回相談等強化事業」で、中教育事務所が管轄するスクールソーシャルワーカー3人が派遣される。SSWは、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携・調整等を行っている。

次に、「神奈川県教育委員会関係」として、「神奈川県人権教育研究校」は、人権教育推進上の諸問題について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を神奈川県の人権教育に反映させることを目的とするものである。昨年度から神明中学校が2年間の委託を受けている。

「小・中学校における政治的教養を育む教育実践協力校」は、神奈川県の小・中学校で学ぶ児童・生徒が「政治的教養を育む教育」を通して、主体的に社会参画できる力の育成を目指すために実践協力校において授業実践が行われている。今年度は勝原小学校が実践協力校として委託を受けている。

「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」は、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育をより充実させることを目的に、教職員の研修会や児童・生徒対象の講演会等の取組を進めるもので、今年度は4校が委託を受ける。

次に、「平塚市教育委員会関係」の事業として、教育指導課の事業である「幼・保・小・

中連携学習研究会」は、幼稚園・こども園・保育所・小中学校の指導の一貫性を図るため、指導のあり方や指導上の問題点等について研究協議し、相互に理解を深め、連携・交流を推進することを目的としている。今年度は、八幡小学校で就学前と小学校の連携・交流を、南原小学校で小学校と中学校の連携・交流をそれぞれ実施する。

「地域に根ざした教育推進事業」は、地域の教育資源を生かし、地域に根ざした魅力ある学校教育活動の展開を目的とし、土沢中学校の地元、神奈川大学の学生がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする等の活動を行っている。

続いて、教育研究所の「幼稚園・小・中学校研究推進事業」である研究委託は、特別研究委託校を10校、学校研究委託校を小・中学校25校、幼稚園・こども園1園を選定し、実施している。特別研究委託校では、授業公開等を行い、他校の教員を交えて学校研究を進めていただく。研究の成果については、教育研究所の広報紙「平塚教育」や研究成果物を教育会館で配架する等して、学校等に周知している。

調査研究部会は4つあり、「支援教育研究部会」は、インクルーシブ教育に関する調査・研究を行っている。また、今年度は2つの部会を新しく立ち上げ、「確かな学力の育成研究部会」は、学力の向上のためにどのような取組が有効かについて調査分析及び実践研究を行う。教育指導課と連携を図りながら、部会を運営していく予定である。「情報モラル教育研究部会」は、社会の変化に合わせた情報モラル教育を推進するため、教育課程の検討や授業づくりの研究を行う予定である。「個人・グループ研究部会」は、若手教員の個人の研究課題について討議し、各自の資質や指導力の向上を目指すものである。

【質疑】

な し

(6)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第2号 令和元年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算(3月専決分)について

【報告】

○吉野教育長

5月18日に開会した市議会5月臨時会への令和元年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。詳細は教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

補正予算要求額として、歳入について合計で2億6,973万円を計上している。

詳細として、14款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、2目「教育費国庫負担金」、1節「幼稚園費負担金」において、1億7,789万1,000円を計上している。

また、2 項「国庫補助金」、6 目「教育費国庫補助金」、4 節「幼稚園費補助金」において、105 万 7,000 円を計上している。

次に、15 款「県支出金」、1 項「県負担金」、3 目「教育費県負担金」、1 節「幼稚園費負担金」において、8,894 万 5,000 円を計上している。

また、2 項「県補助金」、7 目「教育費県補助金」、1 節「幼稚園費補助金」において、105 万 7,000 円を計上している。これらは、昨年 10 月から開始された「幼児教育・保育無償化」に伴う歳入で、昨年 6 月の補正予算において、「子ども・子育て臨時交付金」として計上していたが、国や県の負担金・補助金が確定したことにより、各歳入科目に振り分けたものである。

続いて、20 款「諸収入」、6 項「雑入」、2 目「雑入」、9 節「教育費雑入」において、78 万円を計上している。こちらは、美術館の展覧会開催助成金が確定したことによるものである。

なお、歳出予算の計上はなく、説明した歳入の「財源充当補正」のみを行っている。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり了承された。

(2)報告第3号 令和2年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算(4月専決分)について

【報告】

○吉野教育長

5 月 18 日に開会した市議会 5 月臨時会への令和 2 年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。詳細は教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、迅速に対応する必要性が生じたことから、市長による予算執行の専決処分が行われたものである。

補正予算要求額として、歳出について合計で 2 億 2,683 万 1,000 円を計上している。

詳細として、10 款「教育費」のうち、1 項「教育総務費」、3 目「教育指導費」、「5 幼児・児童・生徒健康管理事業」では、小・中学校等にアルコール消毒液や体温計を配備するため、10 節「需用費」の消耗品費として、88 万 6,000 円を増額補正している。

また、「6 学校保健・環境衛生事業」において、小・中学校等に塩素系消毒液を配備するため、10 節「需用費」の消耗品費として、7 万 1,000 円を増額補正している。

続いて、2 項「小学校費」、1 目「学校管理費」、「2 小学校運営事業」では、児童へ教材や課題を郵送するとともに、接触機会に配慮しながら休校中の学習支援に取り組むため、

11 節「役務費」の通信運搬費において、郵送に係る費用として、653 万 1,000 円を増額補正している。

また、4 目「学校給食費」、「2 学校給食管理事業」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による保護者の経済的負担の軽減を目的に、小学校に通う児童の給食費を免除するため、18 節「負担金、補助及び交付金」の補助金として、2 億 1,300 万円を増額補正している。

続いて、3 項「中学校費」、1 目「学校管理費」、「2 中学校運営事業」では、小学校費と同じく、休校中の学習支援に取り組むため、11 節「役務費」の通信運搬費において、郵送に係る費用として、333 万円 3,000 円を増額補正している。

続いて、4 項「幼稚園費」、1 目「幼稚園費」、「2 幼稚園運営事業」では、市立幼稚園へマスクを配布するため、10 節「需要費」の消耗品費において、その購入費用として 31 万 7,000 円を、「5 幼稚園運営補助事業」では、私立幼稚園へマスクを配布するため、269 万 3,000 円を増額補正している。

【質疑】

○目黒委員

幼稚園にマスクを配布するということであるが、保育園や学校への配布はあるのか。

○教育総務課長

この件において対象となるのは、幼稚園のみである。

○教育指導担当部長

小・中学校については、基本的には児童・生徒がそれぞれの家庭にて用意するものであるが、忘れて登校した場合の対応のために、今後、小・中学校にも配布を行う予定である。

【結果】

全員異議なく原案どおり了承された。

(3)報告第4号 令和2年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

6 月 2 日に開会する市議会 6 月定例会への令和 2 年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。詳細は教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

本件は、令和 2 年 6 月市議会に上程する補正予算として、市長に申出を行ったものである。

補正予算要求額として、歳入については 12 億 5,400 万円を、歳出については 14 億 2,578 万 6,000 円を計上している。

始めに、歳入の詳細として、15 款「国庫支出金」、2 項「国庫補助金」、6 目「教育費国庫補助金」、1 節「教育総務費補助金」において、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」として、6 億 6,000 万円を計上している。

続いて、22 款「市債」、1 項「市債」、7 目「教育債」、5 節「教育総務債」において、「教育指導事業債」として、5 億 9,400 万円を計上している。これらは、国の GIGA スクール構想に係る歳入予算になる。

次に、歳出についてである。10 款「教育費」のうち、1 項「教育総務費」、3 目「教育指導費」、「19 教育の情報化推進事業」では、国の GIGA スクール構想に係る小・中学校のパソコン等を整備するため、11 節「役務費」の通信運搬費として、820 万 7,000 円を、12 節「委託料」の 0A 機器関係委託料として、13 億 2,472 万 2,000 円を、13 節「使用料及び賃借料」の 0A 機器関係賃借料として、9,181 万 7,000 円を、それぞれ増額補正している。

続いて、2 項「小学校費」、4 目「学校給食費」、「3 単独調理場運営事業」では、給食調理場の熱中症対策のため、スポットクーラーの購入費用として、17 節「備品購入費」を 104 万円増額補正している。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり了承された。

(4)その他

な し

3 議案第3号 令和3年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について

【提案説明】

○吉野教育長

令和3年度に平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について説明するものである。詳細は教育指導課長が説明する。

○教育指導課長

教科用図書の採択のあり方については、一般的に「採択方針」と呼ばれている。この採択方針の本文前段では、「令和3年度から使用する、小学校と中学校の教科書を平塚地区として採択する」ということを述べている。

教科書の採択は、毎年、行うものである。ただし、一度採択を行った教科書については、法令により4年間は、同じ発行者のものを使用することが定められている。したがって、令和元年度に採択替えが行われた、小学校で現在使用している教科書は、来年度も今年度と同じ発行者のものを使用する。

一方、中学校は、平成 30 年度に「特別の教科 道徳」、平成 31 年度に「特別の教科 道徳」以外の教科書採択を行ったが、令和 3 年度が新学習指導要領の全面実施となるので、今年度採択替えを行うこととなる。

続いて、本文中段の「但し」から始まる部分では、小・中学校教科書は、教科書目録に登載されている文部科学省検定済教科書のうちから、採択することについて示している。なお書き以下では、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書採択は、新たな採択をすることができることを示した部分である。

また、本文後段から文末の 4 行は、十分な調査研究、公正確保、情報公開に向けた方針を示している。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第4号 平塚市社会教育委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市社会教育委員を新たに委嘱するものである。詳細は社会教育課長が説明する。

○社会教育課長

社会教育委員は、社会教育法第 15 条で市町村に置くことができると規定され、平塚市社会教育委員に関する条例第 2 条に基づき設置をしている。現在の委員が令和 2 年 5 月 31 日を以って任期満了となるため、今回、新たに委員を委嘱するものである。

委員 10 人のうち、再任が 5 人、新任が 5 人である。構成は、学校教育関係者 3 人、社会教育関係者 3 人、家庭教育関係者 1 人、学識経験者 3 人となる。任期は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 2 年となる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第5号 平塚市スポーツ推進審議会委員の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市スポーツ推進審議会委員を新たに任命するものである。詳細はスポーツ課長が説明する。

○スポーツ課長

スポーツ推進審議会委員の任期が、令和2年5月31日を以って満了となることから、新たな委員の任命について、提案するものである。

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条に規定されており、「市町村に地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる」こととなっている。これに伴い、平塚市スポーツ推進審議会条例に基づき設置しているものである。

委員については、平塚市スポーツ推進審議会条例第5条に基づき、学識経験者やスポーツ団体及び公共的団体の代表者、公募に応じた市民を対象とした14人を任命するもので、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間を任期としている。

委員の選出母体は、スポーツを取り巻く様々な環境に対応し、スポーツに関する総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ関係団体を始め、中学校体育連盟や地域スポーツクラブ、健康運動指導、経済団体の分野等からそれぞれ委員の選出をお願いしている。

なお、第1回スポーツ推進審議会は、新型コロナウイルスの影響を考慮しつつ、令和2年7月中を目安に行う予定である。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 その他

な し

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会令和2年5月定例会は閉会する。

(14時52分閉会)